



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1191	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
1192	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	2
1193	〃	( 〃 ).....	3
1194	〃	( 〃 ).....	4
1195	〃	( 〃 ).....	4
1196	〃	( 〃 ).....	5
1197	〃	( 〃 ).....	6
1198	〃	( 〃 ).....	7
1199	〃	( 〃 ).....	8
1200	〃	( 〃 ).....	9
1201	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	10
1202	保安林の指定の解除予定及び保安林予定森林	( 〃 ).....	10
1203	洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等の公表	(河川課).....	11
1204	令和2年和歌山県告示第240号(洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等の公表)の一部改正	( 〃 ).....	11
1205	道路の位置の指定	(都市政策課).....	11
1206	一般競争入札による落札者の決定	(教育委員会).....	12

### ○ 訓令

*12	和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令	(技術調査課).....	12
-----	------------------------	--------------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第1191号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和2年10月5日まで縦覧に供する。

令和2年9月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 申請年月日  
令和2年9月4日
- 名称  
特定非営利活動法人ふれ愛たび倶楽部
- 代表者の氏名  
宮井淳彦
- 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市九番丁4番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民や主に高齢者・障害者・疾病患者等に対して、安心・安全・快適な旅行を通して、ゆとりあるライフスタイルを提案・支援する事業を行うことにより、生き甲斐を持てる住民生活向上と活気ある地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1192号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和2年9月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパー松源西浜店

和歌山県和歌山市西浜1026-1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社松源 代表取締役 桑原太郎

和歌山県和歌山市田屋138番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 桑原一良

(変更後) 代表取締役 桑原太郎

(2) 大規模小売店舗を設置する者の所在地の変更

(変更前) 和歌山県和歌山市吹上二丁目4番50号

(変更後) 和歌山県和歌山市田屋138番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 桑原一良

(変更後) 代表取締役 桑原太郎

4 変更年月日

(1) 及び (3) 平成30年2月21日

(2) 平成23年10月28日

5 変更した理由

代表者変更及び所在地移転のため

6 届出年月日

令和2年5月27日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和2年9月15日から令和3年1月15日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第1193号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和2年9月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称） マツゲン西庄店  
和歌山県和歌山市西庄字妙見441番1他7筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社松源 代表取締役 桑原太郎  
和歌山県和歌山市田屋138番地
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
（変更前）代表取締役 桑原一良  
（変更後）代表取締役 桑原太郎
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の所在地の変更  
（変更前）和歌山県和歌山市吹上二丁目4番50号  
（変更後）和歌山県和歌山市田屋138番地
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
（変更前）代表取締役 桑原一良  
（変更後）代表取締役 桑原太郎
- 4 変更年月日
  - (1) 及び (3) 平成30年2月21日
  - (2) 平成23年10月28日
- 5 変更した理由  
代表者変更及び所在地移転のため
- 6 届出年月日  
令和2年5月27日
- 7 届出の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 令和2年9月15日から令和3年1月15日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

## 和歌山県告示第1194号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和2年9月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）松源橋本林間店  
和歌山県橋本市三石台一丁目2番3外6筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社松源 代表取締役 桑原太郎  
和歌山県和歌山市田屋138番地
- 3 変更した事項  
（1）大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
（変更前）代表取締役 兼田守  
（変更後）代表取締役 桑原太郎  
（2）大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
（変更前）代表取締役 兼田守  
（変更後）代表取締役 桑原太郎
- 4 変更年月日  
（1）及び（2）平成30年2月21日
- 5 変更した理由  
代表者変更のため
- 6 届出年月日  
令和2年5月27日
- 7 届出の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課（橋本市市脇四丁目5番8号）  
橋本市経済推進部シティセールス推進課（橋本市東家一丁目1番1号）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 令和2年9月15日から令和3年1月15日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

## 和歌山県告示第1195号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書

を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和2年9月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツゲン御坊店

和歌山県御坊市藪53番4他

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社松源 代表取締役 桑原太郎

和歌山県和歌山市田屋138番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 桑原一良

(変更後) 代表取締役 桑原太郎

(2) 大規模小売店舗を設置する者の所在地の変更

(変更前) 和歌山県和歌山市吹上二丁目4番50号

(変更後) 和歌山県和歌山市田屋138番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 桑原一良

(変更後) 代表取締役 桑原太郎

4 変更年月日

(1) 及び (3) 平成30年2月21日

(2) 平成23年10月28日

5 変更した理由

代表者変更及び所在地移転のため

6 届出年月日

令和2年5月27日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課（御坊市湯川町財部651）

御坊市産業建設部商工振興課（御坊市藪350番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和2年9月15日から令和3年1月15日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1196号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和2年9月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松源粉河店

和歌山県紀の川市粉河758番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社松源 代表取締役 桑原太郎

和歌山県和歌山市田屋138番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 桑原一良

(変更後) 代表取締役 桑原太郎

(2) 大規模小売店舗を設置する者の所在地の変更

(変更前) 和歌山県和歌山市吹上二丁目4番50号

(変更後) 和歌山県和歌山市田屋138番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 桑原一良

(変更後) 代表取締役 桑原太郎

4 変更年月日

(1) 及び(3) 平成30年2月21日

(2) 平成23年10月28日

5 変更した理由

代表者変更及び所在地移転のため

6 届出年月日

令和2年5月27日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課(岩出市高塚209)

紀の川市農林商工部商工労働課(紀の川市西大井338番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和2年9月15日から令和3年1月15日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1197号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2) 連絡先の電話番号(3) 大規模小売店舗の名称(4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和2年9月15日

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) マツゲン岩出西店  
和歌山県岩出市中黒字前島546番外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社松源 代表取締役 桑原太郎  
和歌山県和歌山市田屋138番地
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 代表取締役 桑原一良  
(変更後) 代表取締役 桑原太郎
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の所在地の変更  
(変更前) 和歌山県和歌山市吹上二丁目4番50号  
(変更後) 和歌山県和歌山市田屋138番地
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前) 代表取締役 桑原一良  
(変更後) 代表取締役 桑原太郎
- 4 変更年月日
  - (1) 及び (3) 平成30年2月21日
  - (2) 平成23年10月28日
- 5 変更した理由  
代表者変更及び所在地移転のため
- 6 届出年月日  
令和2年5月27日
- 7 届出の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)  
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課 (岩出市高塚209)  
岩出市事業部産業振興課 (岩出市西野202番地の3)
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 令和2年9月15日から令和3年1月15日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第1198号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和2年9月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松源岩出店

和歌山県岩出市大町字大町後58番地の2

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社松源 代表取締役 桑原太郎

和歌山県和歌山市田屋138番地

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 桑原一良

(変更後) 代表取締役 桑原太郎

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の所在地の変更

(変更前) 和歌山県和歌山市吹上二丁目4番50号

(変更後) 和歌山県和歌山市田屋138番地

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 桑原一良

(変更後) 代表取締役 桑原太郎

- 4 変更年月日

- (1) 及び (3) 平成30年2月21日

- (2) 平成23年10月28日

- 5 変更した理由

代表者変更及び所在地移転のため

- 6 届出年月日

令和2年5月27日

- 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

岩出市事業部産業振興課（岩出市西野202番地の3）

- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和2年9月15日から令和3年1月15日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第1199号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和2年9月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパー松源妙寺店

和歌山県伊都郡かつらぎ町妙寺160番地の8

## 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社松源 代表取締役 桑原太郎  
和歌山県和歌山市田屋138番地

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 桑原一良

(変更後) 代表取締役 桑原太郎

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の所在地の変更

(変更前) 和歌山県和歌山市吹上二丁目4番50号

(変更後) 和歌山県和歌山市田屋138番地

## (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 桑原一良

(変更後) 代表取締役 桑原太郎

## 4 変更年月日

(1) 及び (3) 平成30年2月21日

(2) 平成23年10月28日

## 5 変更した理由

代表者変更及び所在地移転のため

## 6 届出年月日

令和2年5月27日

## 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課（橋本市市協四丁目5番8号）

かつらぎ町産業観光課（伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地）

## 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和2年9月15日から令和3年1月15日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第1200号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和2年9月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 松源湯浅店

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅字走上り1641-1他15筆

## 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社松源 代表取締役 桑原太郎

和歌山県和歌山市田屋138番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 桑原一良

(変更後) 代表取締役 桑原太郎

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 桑原一良

(変更後) 代表取締役 桑原太郎

4 変更年月日

(1) 及び (2) 平成30年2月21日

5 変更した理由

代表者変更のため

6 届出年月日

令和2年5月27日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課 (有田郡湯浅町湯浅2355番1)

湯浅町産業建設課農水商工係 (有田郡湯浅町青木668番地1)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和2年9月15日から令和3年1月15日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

---

**和歌山県告示第1201号**

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年9月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市中辺路町近露字倉山2698の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

---

**和歌山県告示第1202号**

次のように、1の保安林の指定の解除をする予定であり、2の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和2年9月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 解除予定保安林

- (1) 解除予定保安林の所在場所 田辺市中辺路町近露字倉山2698の1
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅

2 保安林予定森林

- (1) 保安林予定森林の所在場所 1 (1) に同じ。
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(4) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1203号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、古座川水系古座川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに河川法施行令（昭和40年政令第14号）第10条の2第2号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

その関係図面は、県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局申本建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和2年9月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県告示第1204号**

令和2年和歌山県告示第240号（洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等の公表）の一部を次のように改正する。

令和2年9月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表を次のように改める。

水系名	河川名	縦覧場所
紀の川	橋本川	県土整備部河川・下水道局河川課及び伊都振興局建設部
広川	広川	県土整備部河川・下水道局河川課及び有田振興局建設部
切目川	切目川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
南部川	南部川	県土整備部河川・下水道局河川課及び日高振興局建設部
日置川	日置川	県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部
太田川	太田川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局新宮建設部
那智川	那智川	県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局新宮建設部

**和歌山県告示第1205号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年9月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル

3530	紀の川市貴志川町神戸字稲戸758番1の一部	紀の川市桃山町元145番地4 株式会社阪田地所 代表取締役 阪田英司	令和 2.9.1	5.50	27.10
------	-----------------------	--	-------------	------	-------

**和歌山県告示第1206号**

和歌山県立学校モバイルWi-Fiルータ(+F FS030W)によるインターネット接続サービス業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年9月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
和歌山県立学校モバイルWi-Fiルータ(+F FS030W)によるインターネット接続サービス業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県教育庁教育総務局総務課  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
- 3 落札者を決定した日  
令和2年8月24日
- 4 落札者の氏名及び住所  
KIT共同企業体  
(代表者) ケー・アイ・トラベル株式会社  
和歌山市小松原通一丁目1番35号  
(構成員) 東武トップツアーズ株式会社和歌山支店  
和歌山市美園町三丁目32番1号
- 5 落札金額  
1回線当たりの月額通信料4,950円(うち消費税及び地方消費税の額450円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和2年8月4日

**訓 令**

**和歌山県訓令第12号**

庁中一般  
各 かい

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年9月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令  
和歌山県建設工事事務規程(昭和49年和歌山県訓令第16号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

別記第3号様式(第7条関係)

建設工事請負契約書

略
4 工期着工 年月日
この間日
完成 年月日

注1
工事を施工しない日 年月日から
年月日まで
工事を施工しない時間帯 時分から
時分まで

略
注1の2
〇〇〇外〇社は、別紙〇〇共同企業体
協定書により上記の工事を共同連帯して
請け負う。

略
(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定
めて工事現場に設置し、設計図書に定め
るところにより、その氏名その他必要な事項
を発注者に通知しなければならない。これ
らの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
(2) 次に掲げる建設業法第26条第1項から
第3項までの規定により置かなければなら
ないとされている技術者
ア 主任技術者
イ 監理技術者
ウ 専任の主任技術者
エ 専任の監理技術者
オ 特例監理技術者(建設業法第26条第
4項に規定する特例監理技術者をいう
。以下同じ。)及び監理技術者補佐(
同条第3項ただし書に規定する者をい
う。以下同じ。)

(3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規
定する技術者をいう。以下同じ。)

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、
工事現場に常駐し、その運営、取締りを行
うほか、請負代金額の変更、工期の変更、
請負代金の請求及び受領、第12条第1項の
請求の受理、同条第3項の決定及び通知、
同条第4項の請求、同条第5項の通知の受
理並びにこの契約の解除に係る権限を除き
、この契約に基づく受注者の一切の権限を
行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現
場代理人の工事現場における運営、取締り
及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注
者との連絡体制が確保されると認められた場
合には、現場代理人について工事現場におけ
る常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、
自己の有する権限のうち現場代理人に委任
せず自ら行使しようとするものがあるとき
は、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に
通知しなければならない。

5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者
(専任の監理技術者及び特例監理技術者を
含む。)、監理技術者補佐又は主任技術者
(専任の主任技術者を含む。))をいう。以下
同じ。)及び専門技術者は、これを兼ね
ることができる。

略

別記第3号様式(第7条関係)

建設工事請負契約書

略
4 工期着工 年月日
この間日
完成 年月日

注1
工事を施工しない日 年月日から
年月日まで
工事を施工しない時間帯 時分から
時分まで

略
注1
〇〇〇外〇社は、別紙〇〇共同企業体
協定書により上記の工事を共同連帯して
請け負う。

略
(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定
めて工事現場に設置し、設計図書に定め
るところにより、その氏名その他必要な事項
を発注者に通知しなければならない。これ
らの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
(2) [専任の]主任技術者(監理技術者)

(3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規
定する技術者をいう。以下同じ。)

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、
工事現場に常駐し、その運営、取締りを行
うほか、請負代金額の変更、工期の変更、
請負代金の請求及び受領、第12条第1項の
請求の受理、同条第3項の決定及び通知、
同条第4項の請求、同条第5項の通知の受
理並びにこの契約の解除に係る権限を除き
、この契約に基づく受注者の一切の権限を
行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現
場代理人の工事現場における運営、取締り
及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注
者との連絡体制が確保されると認められた場
合には、現場代理人について工事現場におけ
る常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、
自己の有する権限のうち現場代理人に委任
せず自ら行使しようとするものがあるとき
は、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に
通知しなければならない。

5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者
又は主任技術者をいう。以下同じ。)及び
専門技術者は、これを兼ねることができる。

略

注1：工事を施工しない日又は時間帯を設定する契約を行う場合には、頭書の「4工期」に点線枠内の条文を追加して用いる。

注1の2：共同企業体と契約を行う場合には、頭書に点線枠内の条文を追加し、第1条の次に第1条の2として点線枠内の条文を追加して用いる。

略

注1：共同企業体と契約を行う場合には、頭書に点線枠内の条文を追加し、第1条の次に第1条の2として点線枠内の条文を追加して用いる。

略

別記第8号様式(第8条関係)

略

現場代理人等通知書

略

区分	氏名
略	
[ ] 監理技術者	
監理技術者補佐	
略	

備考

1～3 略

4 [ ]の部分には、建設業法第26条第3項の工事の場合で、主任技術者を置いたときは「専任の」の字句を、監理技術者を置いたときは「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の」の字句を記入すること。また、同項ただし書の適用を受ける監理技術者を置いた場合は、「特例」の字句を記入すること。

別紙

経歴書( )

略

備考

- 表題の( )には、現場代理人等該当するものの名称を記載すること。
- 最終学歴は、専攻科目まで記載すること。
- 資格は、法令による資格免許等の名称、等級、種別、登録(合格)番号を記載すること。
- 工事経歴は、工事名及び現場代理人等の任務を記載すること。
- 監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者(特例監理技術者を含む。)は、監理技術者資格者証の写しを添付すること。

別記第8号様式(第8条関係)

略

現場代理人等通知書

略

区分	氏名
略	
[ ] 監理技術者	
略	

備考

1～3 略

4 [ ]の部分には、建設業法第26条第3項の工事の場合に「専任」の字句を記入する。  
ただし、当該工事が同法第26条第4項の工事にも該当する場合には、[ ]の部分に「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の」の字句を記入する。

別紙

経歴書( )

略

備考

- 表題の( )には、現場代理人等該当するものの名称を記載すること。
- 最終学歴は、専攻科目まで記載すること。
- 資格は、法令による資格免許等の名称、等級、種別、登録(合格)番号を記載すること。
- 工事経歴は、工事名及び現場代理人等の任務を記載すること。
- 監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の写しを添付すること。

別記第9号様式中 「 [ ] 主任技術者」を「 [ ] 主任技術者 [ ] 監理技術者」に改め、同様式備考3を次のように改める。  
「 [ ] 監理技術者」 「 監理技術者補佐」

3 [ ]の部分には、建設業法第26条第3項の工事の場合で、主任技術者を置いたときは「専任の」の字句を、監理技術者を置いたときは「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の」の字句を記入すること。また、同項ただし書の適用を受ける監理技術者を置いた場合は、「特例」の字句を

記入すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現に締結している工事に係る請負契約については、なお従前の例による。